

国海員第 1 0 3 号

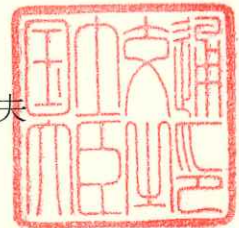
令和 6 年 7 月 2 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

齊藤 鉄夫



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 4 5 7 号

船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金、海上旅客運送業
最低賃金及び漁業（かつお・まぐろ）最低賃金）の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 5 号）、海上旅
客運送業最低賃金（平成 8 年運輸省最低賃金公示第 6 号）及び漁業（かつお・
まぐろ）最低賃金（令和 4 年国土交通省最低賃金公示第 4 号）を改正すること
について、最低賃金法第 3 5 条第 7 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見
を聴く必要があるため。